

古商工発第130号
令和5年6月15日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、石綿障害予防規則等の改正に対応する標記講習会を下記により実施いたします。

令和5年10月から、建築物の解体・改修工事を行う場合には、「厚生労働大臣が定める講習を修了した者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了後、修了考査試験に合格した者）」等による、石綿に関する事前調査が義務化されます。石綿の取り扱いに関する知識習得から、建設現場での適切な業務推進を図るため、ぜひこの機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

次の何れかに該当する者。 ※該当がない方の受講はできませんのでご注意ください。

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者。
- (2) 建築（解体・改修を含む）に関して11年以上の実務の経験を有する者。
- (3) 大学において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者。
- (4) 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者。
- (5) 高等学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者。
- (6) 平成17年法改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者。
- (7) 建築行政、環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者。
- (8) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者。
- (9) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。

2. 講習日時及び会場・定員

①日 時 令和5年8月7日（月）～8月8日（火）

○1日目（学科）8：30～16：10

○2日目（学科）8：30～17：00 ※修了考査試験1時間30分

②会 場 古河市商工会「三和事務所」（茨城県古河市仁連2053-1）

3. 受講定員 48名（先着順、定員になり次第締切ります）※共催する3商工会合同の定員です。

4. 受講料及びテキスト代（税込）

<会 員> ○全科目受講者 42,280円（受講料37,000円、テキスト代5,280円）

○一部科目免除者（石綿作業主任者技能講習修了者のみ）

39,280円（受講料34,000円、テキスト代5,280円）

※古河市商工会では、会員事業所の受講にあたり、受講料の10%（3,000円上限）を「資格取得推奨金」として、受講料から差引く形で助成しております。

<非会員> ○全科目受講者 45,280円（受講料40,000円、テキスト代5,280円）

○一部科目免除者 42,280円（受講料37,000円、テキスト代5,280円）

5. 受講申込方法

下記①～④をご準備いただき、古河市商工会総和事務所／三和事務所までお申し込みください。

- ① 受講申込書（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）URL：<http://www.kogasyo.or.jp/>
- ② 受講費用（受講料・テキスト代）
- ③ 証明写真（2枚）※縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの。
- ④ 本人確認書類の写し（氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類）
※運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。外国籍の方は、特別永住者証明書、または在留カード。

※本講習は、当該商工会員を対象とし、古河市・境町・五霞町商工会が、講習機関に出張講習を依頼して実施する講習となります。そのため、非会員の方の受講については、7/21（金）以降、定員に空きがある場合に限り受付いたします。受講を希望される方は、7/21以降に下記連絡先までご連絡をいただき、空き状況についてお問い合わせください。

6. 注意事項

- ・収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金できません。
- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・顔写真は鮮明なものに限ります。写真の貼付けは、両面テープをおすすめします。

7. 修了証の交付

講習修了後、修了考査試験を行い、合格者に対して修了証を交付します。

8. 携行品

- ・受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、蛍光マーカー等（テキスト内チェック用）
※講習当日の昼食は各自ご用意等お願いします。

9. 講習時間及び講習科目

	時間	講習時間	科目
		全科目	
第1日目	8:30～8:40	10分	オリエンテーション
	8:40～9:40	1時間	科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1
	9:50～10:50	1時間	科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2
	11:00～12:00 (昼休み50分)	1時間	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査
	12:50～16:10	3時間	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査
第2日目	8:30～8:40	10分	オリエンテーション
	8:40～12:00 (昼休み50分)	3時間	科目4. 現場調査の実際と留意点
	12:50～13:50	1時間	科目4. 現場調査の実際と留意点
	14:00～15:00	1時間	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
	(試験準備時間30分)		
15:30～17:00	1時間30分	修了考査	

10. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500